

## 第2回 役員賠償責任保険契約と 補償契約の内容に関するアンケート調査

本年3月1日より、会社法の改正に伴う改正私立学校法と同法施行規則が施行され、補償契約と役員賠償責任保険契約に関する条項が定められました（私学法44条の5が準用する一般社団・財団法人法118条の2、118条の3）。本件について、前回（2月）の調査では、役員賠償責任保険と補償契約の締結の今後の予定についての調査を行いました。今回の調査では、4月1日現在でこれらの契約を締結しているか、補償契約を締結している場合、第三者から役員に対する損害賠償請求の全額を補償するのか、又は上限を定めるのかについての調査を行いました。ご参考になさってください。

調査期間：令和3年3月24日～令和3年4月1日

調査対象：会員校（588法人）

回答法人数：102（大学法人69／短大法人5／都道府県知事所轄法人28）

※本集計では、都道府県知事所轄法人を「高校法人」と表記。

### 1 法人設置地区

	地区	大学法人	短大法人	高校法人	法人数 (計)
1	北海道・東北	7	0	1	8
2	関東	16	0	4	20
3	中部・北陸	13	2	7	22
4	近畿	19	1	9	29
5	中国・四国	7	1	2	10
6	九州・沖縄	7	1	5	13
	計	69	5	28	102

### 2 現状の学校法人と保険会社との間の役員賠償責任保険契約について (令和3年4月1日時点) ※締結には更新を含む

	契約内容	大学法人	短大法人	高校法人	法人数 (計)
ア	既に役員賠償責任保険契約を締結（又は加入）している	50	2	10	62
イ	役員賠償責任保険契約を締結（又は加入）していない	14	3	13	30
ウ	検討中	5	0	5	10
エ	わからない	0	0	0	0
	計	69	5	28	102

**3** 現状の学校法人と役員との間の補償契約について（令和3年4月1日時点）

※ 締結には更新を含む

	契約内容	大学法人	短大法人	高校法人	法人数 (計)
ア	既に補償契約を締結している	8	2	3	13
イ	補償契約を締結していない	32	2	6	40
ウ	締結する予定である	19	1	11	31
エ	検討中	10	0	7	17
オ	わからない	0	0	1	1
	計	69	5	28	102

**【ア 既に補償契約を締結している】**

学校法人と各役員との間で締結する補償契約において、第三者から役員に対する損害賠償請求が発生した場合の学校法人が役員に補償する限度について

	契約内容	大学法人	短大法人	高校法人	法人数 (計)
A	全額を補償する	5	1	0	6
B	役員賠償責任保険契約の保険金限度額と同じ金額	0	1	1	2
C	一部を補償する、として金額の目安を定めていない	0	0	1	1
D	「全部又は一部」とし、都度決める	1	0	0	1
E	事案ごとの具体的な事情を勘案の上、総合的に判断して決定する	1	0	0	1
F	わからない	1	0	1	2
	計	8	2	3	13